

国際シンポジウム



ケーススタディからみる
人身売買の被害の現状

～ フィリピン・タイ・カンボジアからきた女性たち

報告書

(財) 女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)

はじめに

現在、女性に対する暴力の中で、もっとも広範で深刻、かつ地球規模で共通している問題は国際的な人身売買だといわれています。日本は、主としてフィリピンやタイから、次いでネパール、インドネシア、コロンビア、東欧諸国などから性的搾取を目的に売買された女性たちの受入国として、1980年代から知られていました。

アジア女性基金はこれまで数回にわたってこの問題について国際会議を開催致しました。そして2004年9月、基金としては初めて実際に被害に遭った女性たちにお話ししていただくフォーラムを東京、京都、大阪（堺市）にて開催しました。彼女たちを支援している団体から被害の実情や取り組みも報告されました。この報告書は会場で被害者の口から語られた被害の内容と、支援者から報告された現状をまとめたものです。

目次

カンボジアからの被害者の声

被害者 Ms. Ng. Ph	1
被害者 Ms. M. Ly	2
そのほか支援者のもとに寄せられた被害状況	3～5

カンボジアにおける人身売買への取り組み

カンボジア女性緊急救援センター Mr.シアン・ソッ・ファイ	6～14
-------------------------------	------

フィリピンからの被害者の声

被害者 Ms.ジーナ・アンドラーデ	15～18
被害者 Ms.メリー・ジョイ・E・バルセロナ	19～23

日本でのフィリピン人エンターテイナーをめぐる事件と DAWN の介入

女性開発行動ネットワーク (DAWN) Ms.カルメリタ・ヌクイ	24～30
----------------------------------	-------

カンボジアにおける人身売買の状況

Ng. Ph.

被害者、カンボジア

私の名前は P。バタンバン州パイリン町の出身での両親のいない家庭で育ち、継父と住んでいました。私は家事労働者として月 2,500 バーツで働いていました。パイリンの町で働くよりもプノンペンの衣料工場で働く方がずっと収入が増えると勧められて他の 3 人の少女とともにプノンペンへ行ったものの、衣料工場の仕事はありませんでした。そしてある女性からお店で働かないかと誘われて 2003 年タイに行くことに決めました。

タイに着くと、ミズ・チュムがマレーシアで雇われる方がはるかに稼げると言って、私たちをミズ・クンセアのところに連れていきました。ミズ・クンセアは私たちをあるホテルに連れて行き、中国人男性に引き合わせ、身体を調べさせました。ハトヤイホテルでこの男性は私たちの服を脱がせ、からだを調べました。

中国人男性はミズ・クンセアに 60,000 バーツ支払い、ハイ・モムさんとング・フェさんにマレーシアへ密入国するので車のトランクに隠れていると命じました。朝の 3 時にマレーシアに着くと、一室に閉じ込められました。私はそのオーナーに借金があると言われ、その借金のために稼がなければなりませんでした。翌日には客にサービスするよう強制されるようになりました。売春宿のオーナーは、私が客を取るのを拒んだり、減量のための薬を拒むと殴りました。太った少女を嫌ったのです。私はその後 2 件目のディスコ(アリババ)に 4,000 リンギットで売られました。新しいアパートメントの、そこにも鍵がかけられていましたが、窓を壊して逃げ出そうとしましたが、他の少女が見ていたため成功しませんでした。私はすぐに別の自動的に鍵がかかってしまうアパートメントに移されました。

バンチンとアリババで 20 日間働いた後、クアラルンプールの別の売春宿に売られました。そこで数日働いた後、私は逃げ出す決意を固めました。タクシーで警察署に行って助けを求めたのです。警察は私を逮捕し、2003 年 12 月 1 日、投獄しました。約 4 ヶ月間刑務所で過ごしたあと、私はカンボジアに住む兄弟に電話をして、プノンペンのカンボジア女性救急救援センター (CWCC) に私の代わりに訴えてほしいと頼みました。CWCC は国際移住機関 (IOM) や在マレーシアカンボジア大使館と協力してくれ、私は 2004 年 3 月 24 日に帰ってくることができました。私は今、プノンペンのシェルターで読み書きや裁縫の訓練を受けています。そして再統合 (reintegration) プログラムのスタッフの協力を得て、衣料工場で働くことになっています。私は今シェルターで同じような性的な虐待を受けたサバイバーたちと一緒に幸せに暮らしています。

私は Ly、21 歳です。プノンペンで未亡人の母親と弟と暮らしています。私はいつも母とおかゆを売って生活しています。2002 年に近所に住むベトナム人女性が母に、私をマレーシアへ働きに出したらどうかと誘いました。自分がマレーシアに連れて行って半年働けば、家が建つくらいのお金が稼げると請合い、半年後には帰すからと約束しました。

翌日（2002 年 11 月）朝 4 時、私はもう一人のベトナム人少女と一緒にベトナム人男性に連れられてポイペットへ行きました。カンボジアとタイの国境沿いにあるこの街はギャンブルと女性や子どもの性的搾取を目的とした人身売買で悪名が高いところでした。

翌日、別の車でさらにマレーシアへ密入国しました。そこで私はコンドミニアムの 27 階に連れて行かれました。カラオケパーラーで働いた初日に私は売春目的で売られたことに気づきました。カンボジアに住む母に電話をかけて騙され売春させられると言いました。オーナーから客にサービスするよう命じられたが、私は拒否しました。しかし目の前で何人ものインドネシアの少女が電気ショックを受けたり殴られたりしていました。それを見て恐怖にかられて客を取る決心をしました。売春宿のオーナーは客が自分にくれたチップの全てを取り上げました。私は 1 日に 3 人の客を取らされ、1 日に支払われる額は 150 リンギットでした。病気の時も客を取らされました。私は夜に客を取るために麻薬をのむようになりました。私は売春宿から何度も逃げようと試みましたが、ドアが自動的に閉まってしまうためできませんでした。

ある日、警察の手入れがありました。売春宿のオーナーは事前に情報を得て、少女たちを 20 階建てのビルに移動させました。そのビルの 5 日間かくれていた後、別の 2 階建てのマンションに移されました。その 2 階から 4 人のインドネシアの少女が飛び降りるのを見て、私もその後を追いはじめました。2 階から飛び降りた際、彼女は足をくじいてしまいました。彼女たちとみんなでインドネシア人少女のボーイフレンドが手配したクアラルンプールの借家に行きました。

そこに 2 週間ほど滞在した後、インドネシア人少女から電話を借りてカンボジアの母親に電話をかけ、プノンペンにあるカンボジア女性クライシスセンターに訴えてほしいと頼みました。さらに CARAM マレーシアと連絡をとり、帰国するための書類を準備し、2003 年 7 月 10 日、私は帰還し、プノンペンにあるカンボジア女性クライシスセンターのシェルターに一時的に保護されました。

M.Ly の母親

私は C.S、46 歳です。プノンペンに住んでいます。子どもはふたり、今年一歳の男の子と 20 歳になる M.Ly がいます。市場でお粥を売っています。

ある日、30 歳過ぎの女性がお粥を買いにきて、娘に会いました。彼女は娘にマレーシアで働かないか。いい稼ぎができるよといい、娘もその気になりました。

2 週間後、私はプノンペンのカンダル市場でガイドに会いました。ガイドはベトナム人女性で、カフェおばあさんと呼ばれていました。借家に住んでいて、45 歳くらいの息子がいます。息子は私に会ったあと出かけたので、母親とふたりきりになりました。彼女は何も心配することはないといいました。私の娘は 6 ヶ月働きに行くだけだし、マレーシアへ働きに行く人はたくさんいるというのです。さらに 1 週間して、私はマレーシアへ行く娘を送りに行き、彼らは 2002 年 11 月 12 日の朝 6 時、出発しました。私が同行することはできないといわれました。

8 日後、ガイドの母親が電話をかけてきて、娘と話しをさせてくれました。「ママ、ガイドに騙されたのよ。絶対に家に帰してくれないわ」と娘が言いました。ガイドの母親（コーヒー売り）から心配することはない、娘さんは 6 ヶ月で帰るといわれていたのに、非常にショックを受けました。カフェおばあさんは私に 400 ドルくれて、娘に話をしたのです。私は彼女と連絡を取れませんでした。人びとは私に向かって、（何を恐れているんだ。邪魔しないでくれ）とわめきました。電話をかけようとしてくれたこともありますが、つながらない、とか電話番号をなくしたとか言われました。私は 6 ヶ月たつまで辛抱しました。娘に帰ってきてほしかった。娘はうまくやっている、たくさん金を稼いだといわれました。

2003 年 1 月、娘が（隣家の電話に）私宛に電話をかけてきて、電話代を払ってほしいと言いました。わなにかけられたのだということです。電話の持ち主にとっても困っていると告げました。娘は私に、カンダル市場のガイドを逮捕するよう警察に通告してくれと言いました。最初は信じませんでした。2 回目の電話で娘はガイドの言うことを信じてはだめだ、私を帰すつもりはないのだからと言いました。オング・ファランという名前の被害者のことを話し、暴力を受けて重傷を負ったと言いました。オーナーに殴られて、両足がはれあがっているということです。歩くこともできないので、仕方なく翌日入院させたそうです。

娘の話では、それ以来この女性を 1 度も見ていないそうです。ほとんどの女性が絶えず場所を変えるので、どこにいるかも分かりません。娘のところでは、10 人のカンボジア人女性がいます。警察の手入れがあるたびに、売春宿のオーナーはまっさきに情報を得て、セックス労働者を地下室に隠すのです。警察が去った後、上の階へ連れ戻して働かせます。

こうした情報を得たあと、私は人権団体に通報して助けを求めました。それから、彼らは私をカンボジア女性緊急救援センターに連れていきました。わたしは娘を取り戻す助けをしてほしい、人身売買業者を法の下で裁いてほしいと頼みました。

C.C.(20 歳)

C.C.さんはバンテア・メアンチュイ州マライ地区の非常に貧しい家の出身である。まさにその日暮らしの生活を送っていた。その後、村を出てバンテア・メンチュイ州スベイスフォンでレストランの下働きとして働き始めた。一ヵ月ほど働いた後、バンコクで仕事があると誘われた。1 ヶ月 6,000 バーツ払うという約束だった。2003 年 3 月 14 日、彼女を誘って、支払いも約束してくれたリス氏についていこうと決めた。

この日の午後 7 時、リス氏とCさんはバンコクのクロンセブに到着した。リス氏は彼女を夜の宿泊所であるゲストハウスに連れて行った。翌日、ポーンという女性のところへ連れていかれた。さらに別のタイ女性に引き渡され、彼女からマレーシア人の女性に引き渡された。このマレーシア人女性がタイ人女性に 40,000 リンギット払っているのを見て、自分が売られたことを覚った。

マレーシア人女性は 2 階の鍵のかかった部屋にいるよう命じた。トイレもその部屋ですませた。5 日間そこにいた後、逃げ出す決意をした。おおぜいの売春婦が夜な夜な客にサ - ビスしているのを見たからである。夜 9 時、同じく売られてきたクメール人の少女といっしょにビルの 2 階から飛び降りた。在マレーシアのカンボジア大使館に逃げ込み、そこで 5 日間過ごした。大使館職員が彼女をチャンソーンの家連れて行った。そこで彼女はまた別の隠れ家に連れていかれ本国送還を待った。2004 年 5 月 12 日、彼女は本国に帰還し、カンボジア女性緊急救援センターが運営するシェルターにかくまわれた。

S.C. (16 歳)

S.C.さんはポイペット町のパレライ在住。砂糖きび労働者として働いていた。ある時母親に、家は貧しくて飢えているし借金もあるので、バンコクのクロンセブへ働きに行ってくれないかと頼まれた。ポン引きのミスター・リスに 3,000 バーツ払って、家事労働者として働くためバンコクに連れて行ってもらうことになった。

2004 年 3 月、ミスター・リスと少女はタイに向けて出発したが、そこにはラットと名乗るもうひとりのポン引きがいて、彼が彼女をバンコクに連れていった。バンコクで 12 日間働いた後、ラットがやってきて家の主人に 3,000 バーツ払った。ラットは少女にマレーシアで働けば月 6000 バーツ稼げると言った。ラットは彼女をポーンという女性に回し、ポーンはラットに 10,000 バーツ払った。ポーンは彼女をタイとマレーシアの国境沿いに連れて行き、別の男性に引き渡した。この男性からさらに別の男性にたらい回しにされたが、彼がいくら払ったかは知らない。この男に他の 10 人の少女と一緒にカギつきの部屋に閉じ込められた。この売春宿で 2 晩過ごして、だまされて売られたことを覚った。彼女はもうひとりのクメール人少女といっしょにそこを逃げ出し、マレーシアの警察署に助けを求めた。警察はふたりをクアラルンプールのカンボジア大使館に連れて行った。大使館員の面接を受け、帰還まで 50 日間大使館にとどまることを認められた。

2004 年 5 月 12 日、彼女はプノンペンに到着し、カンボジア女性緊急救援センターのシェルター (CWCC) に入った。彼女は CWCC にポン引きを告訴してほしいと要請した。

P.M. (26 歳)

P.M.さんは2003年5月、マレーシアで働かないかと誘われた。1軒の家に1ヶ月閉じ込められた。この家で働いているのに、マレーシア人のポン引きはなぜお金をくれないのかわからなかった。時々、食事も与えられず、ポン引きは嫌なら国に帰れと言った。

1ヶ月ほど働いた後、カラオケバーへ連れて行かれて働くようになった。2004年2月28日午前11時、このカラオケバーが警察の手入れ受け、彼女は逮捕され、20日間拘禁された。2004年5月26日、カンボジア大使館の職員が面会にやってきた。2004年8月12日、彼女はカンボジアに送還され、プノンペンのカンボジア女性緊急救援センターに保護された。

T.T. (21 歳)

T.T.さんは2004年1月にマレーシアで働くよう誘われた。マレーシアへはタイ経由で行った。カンボジアとタイの国境で運転手が警察官と話しをしたが、何を話しているのかわからなかった。それから運転手は彼女にマレーシアに着いたら金を返してくれと言った。

マレーシアへ着くとカラオケバーへ連れて行かれた。たぶん1日300リンギットは稼いでいた。午後7時から朝の4時まで客の相手をさせられた。2004年8月、監禁されていた売春宿でガードマンがいないすきを見つけた。窓にひもを結びつけて飛び降りた。途中でふたりの中国人男性に会い、売春宿から逃げてきたのだと訴えた。ふたりは彼女をカンボジア大使館に連れて行った。大使館で2週間過ごした後、カンボジアに帰還した。CWCCに対しポン引きを調べてほしい、家に帰れるよう助けてほしいと要請している。

カンボジアにおける人身売買への取り組み

シアン・ソッ・ファイ
カンボジア女性緊急救援センター、カンボジア

I. 人権の原則、政府組織および人身売買

女性と子どもの性売買、搾取、虐待、非人道的処遇および奴隷制の禁止に関する国際法は枚挙にいとまがない。カンボジア政府は以下に挙げるようにほとんどの国際法の調印国となっている。

1. 国連憲章
2. 世界人権宣言 (UDHR) 1948 年。{ 基本的人権と基本的自由がすべての人に保障されるという原則を確立 }
3. 市民的及び政治的権利に関する国際規約。1966 年。{ 奴隷制と苦役の禁止、自由と安全権、移動の自由をふくむ。 }
4. 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約。1968 年。{ 個人の基本的権利の保護を条件にした職業選択の自由と権利の擁護、公正かつ有利な労働条件のためのたたかい、両性の合意に基づく結婚の要求、適正な生活基準と心身の健康に対する権利の擁護 }
5. あらゆる形態の女性差別撤廃条約。1979 年。[国に対しあらゆる形態の差別を撤廃し、あらゆる形態の女性の人身売買、搾取、売春を取り締まり、雇用と配偶者の選択の自由を保障し、結婚年齢の下限を定めることを義務づける]
6. 拷問その他の残酷で非人道的、屈辱的処遇ないし処罰の禁止条約。1984 年
7. あらゆる形態の人種差別撤廃条約。1965 年
8. 子どもの権利条約。1989 年。{ 目的や形態のいかんを問わず子どもに対する性的搾取や虐待からの保護、誘拐や人身売買からの保護をふくむ。 }
9. 子どもの権利条約に付随する子どもの売買、児童売春、児童ポルノに関する選択的議定書。2000 年。{ カンボジア国会で採択されたが、まだ施行されていない }
10. 奴隷制条約。1926 年 { あらゆる形態の奴隷制を禁止 }
11. すべての移民労働者とその家族の権利擁護条約。1990 年。「カンボジア国会で採択されたが、まだ施行されていない。拷問、残酷ないし非人道的処遇や処罰、奴隷制、苦役、強制的ないし義務的労働を禁止。」
12. とくに女性と子どもの人身売買の防止、取り締まり及び処罰の議定書。国連国際組織犯罪条約の補足議定書。{ 2000 年 10 月採択。2000 年 12 月から調印開始。人身売買の定義。人身売買された被害者に対する援助と保護。適切と反案された場合、行き先国で一時的居住権ないし永住権の認可。人身売買を取り締り、防止するための措置などを規定。カンボジアは調印国となったが批准はしていない。 }
13. 人身売買と他者の売春による搾取禁止条約。1949 年。{ 1951 年 7 月 25 日施行。以後、人身売買禁止条約と呼ぶ。 }
14. 強制労働に関する ILO 第 29 号条約。1930 年。
15. 強制労働の撤廃に関する ILO 第 195 号条約。1959 年。

16. 最悪の形態の児童労働に関する ILO 第 182 号条約。1999 年。
17. 国連総会の女性に対する暴力宣言。1993 年。{ 女性の人身売買および強制売春をふくむ女性に対する暴力の定義。 }

カンボジアは上記の国際条約のほとんどすべてについて加盟国となっているにもかかわらず、この国の人身売買問題はいぜんとしてきわめて深刻である。とくに憂慮すべきはカンボジアにおいて未成年 / 児童売春が多いことで、その大半が強制され、だまされ、売られて売春婦になっている。児童売春で搾取したい連中や、何をしても処罰される恐れがないと考える連中にとって、カンボジアは聖域だという国際的評判が高まっていることも重大な問題である。

人身売買に関する包括的な国内法が成立すれば、この状況の改善に役立つはずである。それまでの間、カンボジア政府は、女性と子どもの人身売買および搾取にかんする国際条約加盟国として、これら国際協定の精神と字句に沿って出来る限りのことをしなければならない。政府は人的にも財政的にもさらに多くの資源を割り当てて、人身売買業者を追跡し、被害者を救出し、被害者に安全なシェルターを提供し、できるだけ早急に帰還させるべきである。

II. 人身売買に関する包括的定義

人身売買は包括的に以下のように定義される。「人をリクルートし、国内でないし国境を超えて輸送し、売買し、移送し、受け取り、かくまう行為ないしこうした行為を意図すること。」

- (a) 詐欺や威圧（暴力の行使や威嚇、権力濫用を含む）、あるいは債務負担が関与。
- (b) 目的は、そうした人間を、支払いの有無を問わず、不本意の苦役（家事労働、性ないし生殖労働）強制ないし奴隷労働、奴隷に近い状況、当初の詐欺、威圧、債務負担の時点で暮らしていた場所とは異なるコミュニティに連れ込んだり、止めておくこと。¹

人身売買は最初のリクルーターから最後の被害者を買ったり、受け取ったりする側（搾取工場のオーナーなど）まで、個人ないし複数の個人がかかわりうる。また、人を奴隷的状况にとどめたり、奴隷制に近い状況、強制労働、奴隷労働その他の苦役にさらす側もある。人身売買された人びとが押しこまれる搾取と虐待の状況は、衣料、農業、漁業、物乞い、性産業などさまざまである。国内では召使としてこき使われたり、強制結婚させられると囚人同様の身となり、「夫たち」に日々レイプされたり、「夫たち」の子どもを産むために妊娠させられたりする。

人身売買は国境をわたる必要はない。現代の人身売買の多くは国内で人を移動させることで成立している。国内の被害者がうける人権侵害と被害は、国境を超える被害者より小さいとは決して言えないのである。

人身売買の中核には騙しや強要、債務奴隷や虐待を目的とする搾取などがあり、そのために騙しや強要や債務奴隷という手段が使われるのである。騙す場合の典型的やり方は、労働条件や仕事の性質がからんでいる。例えば、被害者は性産業で働くことに同意したとしても、奴隷的状况まで受け入れたわけではないし、工場での労働は覚悟したとしても、売春宿で働くことに合意はしていない。

性産業もふくめて、こうした労働やサービスの性質は、被害者の人権が侵害されているかどうかという問題とは無関係である。人身売買業者が欺瞞、強要、奴隷債務を行使するということは、被害者

¹ Human Rights Standards for the Treatment of Trafficked Persons, 1999, Foundation Against Trafficking in Women International Human Rights Law Group, Global Alliance Against Traffic in Women.

の自由意志、自分の身体を管理する能力を奪うことであり、すべての人の基本的人権に対する重大な侵害となる。²

III. カンボジアの国際法

現在、カンボジアには人身売買に関する国内法として、人身の誘拐、売買、搾取取り締まり法（人身売買法）がある。この法律は1996年にカンボジア国会で成立し、15歳以下の人身売買で有罪となったものに15年から20年の禁固刑を定めている。

この法律の目的は、「人身の売買および搾取目的の誘拐を取り締まる」ことにある。しかしながら、「人身売買」それ自体の定義はない。人身売買の定義は以下の加害者についての定義から引き出されるのみである。すなわち、

「男女を問わず、未成年か成年かを問わず、また国籍を問わず、誘惑その他の手段によって、金銭や宝石を約束したり実際に与えて、同意の有無を問わず、強制や威嚇は睡眠性ドラッグを用いて、人身売買や商業的ないし性的搾取のために誘拐する目的で、他者をおびき寄せる者」

従ってこの法律は、国籍を問わず男女、未成年者/成年を被害者となりうる人として定義している国際基準を遵守している。カンボジアの法律はさらに、国際基準に沿って、議定書の「他の強要形態」にあわせて「他の誘惑形態」も含めている。しかしながら、議定書とカンボジアの法律は一致しない部分もあり、カンボジアの法律では人身売買目的ないし売春目的の搾取のみを扱い、加害者も人身売買ないし売春目的で誘拐した場合は、カンボジアの法律によってのみ裁かれることになっている。したがって、カンボジアの法律は性的搾取や虐待以外の人身売買にかんしては、非常に狭い範囲しか対象としていない。³

現行の法律が明確さを欠き、人身売買のさまざまな形態を明確にしえていないことは、結果的に法執行に重大な障害となっている。警察が根本にある犯罪があいまいなため、告訴をしづむことが多いからである。人身売買を包括的に定義するための措置を講じて、捜査、起訴、裁判にもっている方向を示すべきである。⁴

現行の人身売買法ではまた、被害者は国の入管法による告訴から守られていない。該して人身売買法の施行は問題となってきたのである。

現行の問題点を理解するには、2002年に起きた事件ひとつを見ればすむ。この年の5月、ブノンペンノのスイバク地域でベトナム人の人身売買被害者たちがカンボジア内務省の人身売買取締り特別班によって救出された。ここは児童売春で悪名高い地域である。被害者たちは地元のNGOが運営するシェルターに連れて行かれた。この5月の手入力で警察は、売春宿のマネージャーと外国人の小児性愛者ひとりらを数日間拘束したが、ふたりとも逃げてしまった。

2002年8月、少女6人に2ヶ月の禁固、4人に3ヶ月の禁固刑が宣告された。刑期が終ると、10人は移民収容所に入れられた。信頼できる情報筋によると、この10人は1度も国外退去にならず、移民当局に金を払って釈放され社会に舞い戻ったという。しかし、人身売買業者が移民局の役人に支払ったということは確認されていない。少女たちが自分で20米ドル払ったケースもあるし、家族が支払っ

² Human Rights Standards for the Treatment of Trafficked Persons, 1999, Foundation Against Trafficking in Women, International Human Rights Law Group, Global Alliance Against Traffic in Women.

³ The Kingdom of Cambodia Law on Suppression of Kidnapping, Trafficking and Exploitation of Human Persons(1996)

⁴ Cambodia National Project Against Trafficking in Women and Children in the Mekong Sub-Region, 2003

た場合もあると、情報筋は伝えている。

人身売買の被害者を入管法違反に問うのは、人権侵害であることは明白である。性産業に雇われている売春婦は推定 5 万人いるが、そのかなりの部分が人身売買の被害者である。国際移民機構 (IOM) の推定によれば、毎年少なくとも 3,000 人の女性と少女がベトナムからカンボジアへ売られてきており、そのうちの 15%以上が 15 歳以下だという。ILO-IPEC が 1999 年に出した報告では、9 歳から 15 歳の少女が売春婦の 15%以上を占め、そのうちの 78%がベトナム人、22%がカンボジア人だと伝えた。ユニセフの調査でも、カンボジアにいる売春婦の 3 分の 1 は 18 歳以下という結果が出ている。

モルドバやルーマニアといった国ぐにの女性も売春目的でカンボジアへ売られてくる。ベトナム人の女性や少女の中には、カンボジアを通して他のアジア諸国へ売られ、性産業で搾取される場合もある。ある NGO の推定では、過去 3 万人の女性と少女が近隣諸国とくにタイへ売られた。とくに農村部の女性や子どもが人身売買の被害者になりやすい。ある調査によると、タイで債務奴隷として働くカンボジア人は 8 万 8,000 人、その多くが性産業で搾取されているが、とくに幼い少年少女は物乞いとして雇われている。ベトナムで物乞いをするために売られていくカンボジアの少年少女も非常に多い。

国内の NGO が 1995 年に行った調査では、人身売買された若い女性の 40%から 50%が身内や家族の友人にだまされ、金銭をもらったり生活を楽しませてやると約束されたことが明らかになった。村の貧困と無知が人身売買を増大させる主な要因となっている。幼い子どもたち、主として少女たちは、貧困にあえぐ両親がブローカーなどに借金をする際の抵当として差し出され、その後は借金と増える一方の利子返済のために身柄を拘束される。そのほか、両親がわなにはまり、子どもは本当に都会で合法的に働けると信じこむ場合もある。幼児や児童の違法売買という問題もある。外国人夫婦もふくめて養子目的の場合もあるが、結局は虐待され搾取されることになる場合もある。

カンボジアの現行の人身売買法は、債務奴隷、物乞い、強制結婚、家事労働者などなどあらゆる形態の人身売買を含めていないという重大な問題がある。現在議会で提出されている法案にはこの点がとくに留意されている。

IV. 審議中の法案

カンボジア国家に提出されている法案は、「人身売買と性的搾取取締法」と言う。この法案は、1996 年の法律のもつ問題点を除くことになるだろう。

第 1 章 新法案は人身売買と性的搾取行為の取締りをめざすもので、その目的はこの国のよき伝統を守り、高めること、人権と人間の尊厳を守ること、国民の健康と暮らしを改善することにある。

(第 1 条)

第 2 条は、この法律がカンボジア王国内部で適用されることを定めている。第 3 条では、この法律がカンボジア王国の領土の外で適用される場合として、この国の外で重罪や軽罪をおかしたクメール国民に適用されると述べている。さらに、カンボジアの領土外で外国人がおかした罪であっても、犯罪が起きた時点で被害者がクメール人であれば、この法律が適用される。

第 4 条は、この法律で定める重罪と軽罪を意図した者は処罰されること、そのような重罪/軽罪を現場幫助した者は処罰されること、またこうした罪をビジネスとして、あるいは法人や主役の利益のためにおかした者は、その法人ないし主役が処罰されることを定めている。

第 5 条では未成年者の定義し、18 歳以下を身成年者と定めている。また、未成年者を監督下に置く人間は、その未成年者が 18 歳以上だと信じる理由を明らかにしない限り、その未成年者の年齢を当

然知っているともみなされる。

第2章 誘拐と人身売買

第6条は誘拐を定義して、人を暮らしている場所から暴力、威嚇、詐欺、誘惑といった手段を用いて移動させ、その行為者ないし第三者の管理下におくことだとしている。被害者が理性を失ったり抵抗力をなくしたところに乗じたり、あるいは被害者の理性や抵抗力を失わせることによって誘拐することもある。

第7条は子どもの誘拐について規定し、こうした犯罪は2年から5年の刑にすべきだとしている。

第8条は保護監督への介入に関する条項で、両親や後見人などによる合法的保護監督下にある未成年者その他を不法に連れ去る者は2年から5年の刑に処すとしている。ただし、保護監督下にある人間が15歳以上で、「本心で同意」し、「行為者の側に犯罪意図はまったくない」場合は、罪は軽くなる。

第9条は、商業的搾取、性行為、ポルノ、意志に反する結婚、養子縁組を目的に誘拐を行った者は、5年から10年の刑に処すと定めている。被害者が未成年者の場合、7年から15年の重刑が課せられる。

第10条は、誘拐された人間をカンボジアの外に連れ出す目的で誘拐した場合は7年から15年の刑に処すとしている。

第11条では人身売買の定義として、所有する人間を他者に届けること、ないし他者から人間を受け取ること、これと引き換えにサービスや人間をふくむ何らかの価値を授受することとしている。この人身売買の仲立ちをする者も、主役の人身売買業者と同じように処罰される。

第12条は、人身売買を行った者に対する処罰として、2年から5年の禁固刑、400万から1千万リエルの罰金を定めている。(1,000から25,000米ドル)

第13条は、カンボジア国外での商業的搾取を目的に人身売買を行った者を7年から15年の禁固刑に処すとしている。

第14条と第15条は、人身売買目的の国境を超えた移送とこれに対する処罰を定めている。

第16条は、人身売買された人間を、商業的利益、性目的、ポルノ、強制結婚および養子縁組を目的として受け取った者に対する処罰を規定している。

第17条は、誘拐されたり売られたりした人間を、主犯を助ける目的で匿ったり、受け取ったり、隠したりした者についての規定である。

第3章： 売春

第18章は売春について、何らかの価値と交換に特定されない相手と性行為を持つことと定義し、第19条は、売春目的に他者を誘惑する者に対する処罰として、1日から5日間の拘置、1,000から10,000リエルの罰金を定めている。

第20条は、他者のために売春婦を調達する者に対する処罰を定め、第21条は利益を得る目的で他者に売春をさせる者に対する処罰を規定している。

第22条は、暴力や威嚇その他の強制的手段を用いて他者に売春をさせる者を「強制的売春」と定義し、5年から10年の禁固刑に処すとしている。

第23条は、売春で利益を得る者の定義と処罰を規定している。

第24条では、第三者に対して売春を行うという条件で他者に金を課したり、価値あるものをあたえる者は2年から5年の禁固刑と罰金刑に課すと定めている。

第 25 条は売春目的で他者と接触する者の定義と処罰を定め、第 26 条は売春目的で食料や場所や宿泊所を提供する者の定義と処罰を定め、第 27 条は他者を一定の場所に拘束して売春を経営ない運営する者に対し、5 年から 10 年の禁固刑に処すとしている。

第 28 条は、第 25 条と第 26 条で定めた犯罪行為に使われることを承知の上で、資金や土地や家屋を提供する者には 2 年から 5 年の禁固刑と罰金に処すとしている。

第 4 章の第 29 条から第 38 条までは児童売春に関する条項である。児童売春の定義と斡旋や誘引に対する処罰、児童売春による利益受け取りに対する処罰、児童売春に関連した融資に対する処罰、児童売春の契約に対する処罰、児童売春目的の家屋や宿泊所の提供に対する処罰などを定めている。

第 5 章はわいせつ行為に関する条項で、第 39 条から 42 条までわいせつ品や児童ポルノの定義とそれらに対する処罰を定めている。

第 6 章は 15 歳以下の未成年者に対するわいせつ行為に関する条項で、第 43 条から 45 条まで、15 歳以下の未成年者との性交およびわいせつ行為に対する処罰を定めている。

第 7 章は民事の救済法に関する条項である。第 46 条から第 48 条までは、人身売買や性的搾取を意図して交わされた契約は無効であるとし、さらに人身売買や性的搾取によって法的根拠なしに、不誠実なやり方で富を得る者は、蓄積した利益ともども不法な富のすべてを返還する責任があるとしている。また、権利を侵された人は、不法な富の返還に加えて、損害賠償を請求することができるとしている。

第 8 章は補足条項である。第 49 条から第 52 条において、付加的処罰、被害者が未成年者の場合、新聞では身元を秘すこと、矛盾する条項の撤廃などについて定めている。

V. カンボジアにおける人身売買の全体情況

ご承知のように、2003 年 6 月 11 日、米務省は人身売買に関する年間報告を発表した。今年（2004 年）カンボジアは第 2 レベルの国に指定されたのだが、第 3 レベルから第 2 レベルへ上がったことの意味は大きい。このことは、米務省の調査によって、カンボジアが人身売買廃絶のための最低基準をすべて遵守していないにせよ、かなりの努力をしていることが判明したことを意味する。また第 2 レベルに上がったことで、米国による制裁措置を受けずにすむ。今年第 3 レベルに指定された国々には、主として人道および貿易関連以外の援助の停止など、一定の制裁を受けることになっている。

この人身売買に関する年間報告は、各国の人身売買の記録と政府が取っている人身売買取り締まりの措置によって、3 つのランクにわけている。第 3 レベル最低限の国際的基準を遵守しておらず、適切な取り組みも行っていない国々である。⁵ 第 2 レベルは基準を遵守していないが、それなりの努力をしている国々である。第一レベルの諸国は基準を遵守しているとみなされている。

⁵ 3rd tier countries in 2003 include Belize, Bosnia and Herzegovina, Burma, Cuba, the Dominican Republic, Georgia, Haiti, Korea, Sudan, Suriname, Turkey, Greece and Uzbekistan.

カンボジアにおける人身売買について米国は正確にどのような評価を下しているのだろうか。報告はカンボジアを性的搾取と強制労働を目的とする人身売買の源であり行き先だと述べている。国境を超えてタイへ行くカンボジア人の男女や子どもは、不法移民が多く、人身売買業者によって強制労働や売春を強いられる。ベトナムへ売られていくカンボジアの子どもは、街の物乞いとして働かされる。ベトナム人の女性や少女は売春目的でカンボジアに売られてくる。カンボジアの女性や子どもは国内で性的搾取のために売買される。

上に見たように、カンボジア政府は人身売買に関する最低限の基準を遵守していないにせよ、かなりの努力を示している。米務省報告では、政府当局は限られた財源の中で、人身売買が重大問題であることを認識して、とくに訴追や法執行の面で新たな措置を講じてきた。このささやかな出発点に立って、なすべき課題は多い。政府としては、人身売買とつながる汚職官僚の免職、被害者を一様に保護するための手続きの確立、とくにベトナムとの2国間協力の拡大に焦点をあてるべきである。今後の課題としては、人身売買禁止法の成立、人身売買業者の訴追と有罪を増やすことがある。

現在、防止のためにどのような取り組みがなされているであろうか。政府は広汎な NGO や国際組織と協力して防止策を講じている。女性・退役軍人省 (MOWVA) および社会問題・労働・職業訓練・青少年更生省 (MOSALVY) は NGO や CWCC を初めとする国際組織と協力して被害者となりうる人びとに人身売買の危険を伝えるため、リスクの大きい地方で村レベルのネットワークづくりを進めている。MOWVA は主要な地方での草の根会合など、情報キャンペーンを展開した。観光省も NGO と協力して、セックス観光に関連する人身売買の危険とたたかうワークショップやパンフレットの作成などの活動をおこなっている。

政府の各省と NGO の相互作用には具体的にどのような段階が踏まれるのだろうか。CWCC の場合は次のように進められる。特定の売春宿でセックス目的の人身売買が行なわれているという情報が、CWCC ないしその他法執行機関などに届く。法執行機関の協力をえて、CWCC のモニタリング・スタッフが、意志に反して売春宿に置かれている女性や少女の救出にあたる。彼女たちは CWCC 事務所に連れてこられ、直ちに医療検査と、必要な場合はカウンセリングを受ける。それぞれに被害者についてのファイルが作成され、被害者の承認を得て家族に連絡をとり、将来的に被害者を実家と地域社会に帰して社会復帰させるための計画をたてる。被害者がベトナム人の場合、ベトナム語が堪能な CWCC スタッフを呼び、インタビューとカウンセリングを行う。ついで、このスタッフがベトナム人被害者、IOM、ベトナム大使館の連絡係りとして働き、本国送還の手続きを調整し、早期帰還につとめる。

カンボジアにおける訴追の現状を見よう。残念ながら、カンボジアにはあらゆる形態の人身売買をあつかう包括的人身売買禁止法がない。既存の法律の下でも人身売買業者に対する法執行は可能である。内務省も児童売春についての情報を得るためホットラインを開設した。このホットラインによって当局者が危険にさらされている被害者を見つけだし、救出することができる。入手可能なデータによれば、誘拐・人身売買・搾取取締り法の下で少なくとも 75 人の性的搾取業者が有罪となっている。この法律によって有罪となった事件のうち、とくに人身売買がからむ件数は不明であるが、NGO の報告によれば少なくとも 9 件の刑事事件で 6 人の被告が有罪となり、10 年から 20 年の刑を宣告された。被害者には財政的補償も与えられる。しかしながら、人身売買業者に対する訴追は、裁判の遅れや不正な裁判によって阻まれ、深刻な状況は変わっていない。人身売買関連の罪で当局が公務員を逮捕し

ても、これについての全面的な情報は入手できない。公務員とその家族が関与する人身売買と取り組むため、政府は積極的な策を講じるべきである。

人身売買の被害者保護はどうなっているであろうか。政府は被害者援助の手続きを定めてはいるが、限界があり一様に実施されているわけではない。MOSALVY は被害者のための緊急シェルターを2カ所運営しており、長期的なサービスについては NGO と歩調を合わせることにしている。しかし、被害者はこうしたシェルターから連れ出され、再び売られる危険にさらされている。さらに、被害者を特定の NGO に連れていく警察官が代金を取ろうとするケースも出てきた。被害者を NGO に連れて行くのに手数料やリベートを要求すれば、警察も人身売買の罪をおかすことになる。⁶

MOSALVY の努力は財政不足にもぶつかっている。当局はタイの間でぜひとも必要だった覚書 (MOU) を交わした。これが実施されれば、カンボジア人の帰還が正規化される。政府当局者はベトナム人の機関を正規化する必要もあると認識しており、MOWVA はすでに MOU を発展させることについてベトナム政府と話し合いを初めている。

VI. 勧告

人身売買の被害者の権利保護を改善するために、以下にあげるようなさまざまな措置を講じることが可能である。

被害者のニーズに留意しつつ、法律、政策、プログラムを発展させ、検討し、強化し、実施状況をモニターする。

直接的であれソーシャルワーカーを通じてであれ、犯人に対して行政および法的手続きをとる被害者の権利を保証し、有罪となった者の処罰と補償を獲得する。

女性や子どもにたつ人員や支援サービスに接することができるよう助ける。

法的手続きの前後一貫して、原告の身の安全を保障する。

人身売買の被害者の帰還と社会復帰を改善するために

人身売買された未成年者や女性が安全に家や地域に戻れるよう有効な行動をとる。 人身売買された女性や子どもが自分の選んだ地域社会にもどる自発的帰還を促進する措置や計画を提案する。

売られた先の国で合法的在留を許可する。人身売買被害者の合法的在留のための適切な法的枠組みを作る。

人身売買被害者の帰還、社会復帰をたすけるプログラムを開発した NGO との調整と支援を行う。

人身売買された女性や子どもに対する教育、訓練、雇用、援助を提供することで人身売買の再発を防ぐ。

人身売買の予防措置として以下があげられる

攻撃にさらされやすい、不利な地域に住む女性や子どもための経済的エンパワメントを強化する。

人身売買防止のための関連法の見直し、政策やプログラムの強化し、人身売買業者の逮捕と訴追のための法的枠組みを強化する。

弱者を守るための国家、社会、経済、政治プログラムをモニターする。

⁶ Anecdotal information from CWCC staff in Poipet and Phnom Penh

女性と子どものための特別ホーム / シェルターの人員、刑事裁判所の職員、医療関係者および NGO の意識化をはかるモジュールを開発する。

観光産業を含めて企業部門を動因し、そのネットワークや施設を人身売買目的に使うことを止めさせる。

危険にさらされている女性や子どもに関する関連データベースを作るための調査を後援する。⁷

⁷ National Human Rights Commission of India, 2003

日本で学んだこと、つらかったこと

ジーナ・アンドラーデ

被害者、女性開発行動ネットワーク（DAWN）、フィリピン

私はジーナ・アンドラーデ、今年34歳、娘が3人いて、ふたりは日比混血児です。娘達を見ても、それぞれ父親が違うことを恥ずかしいとは思いません。これは事実ですし、私はこの事実と向き合い、受け入れることを学びました。それに、すべての難題に耐え、いままで何とかやってきたことを誇りに思います。

シングルマザーとして生きることは容易ではありません。いま振り返ってみると、自分と家族の生活を楽にしようと願ってエンターテイナーになったことがすべての始まりでした。多くの若いフィリピン女性と同じように、貧乏が私を日本での運試しにかりたてたのです。母が大変な苦勞をして私を学校に通わせてくれたにもかかわらず、私は18歳の若さで結婚を選び、結局無責任な夫の言葉の暴力、肉体的虐待を受けて（結婚生活は）終わってしまいました。

子どもを育てる必要から、日本でエンターテイナーとして働くという誘いにのりました。1990年5月、友人に誘われてダンスの訓練を受けました。仕事に応募して収入を得、娘を食べさせる必要があったからです。友人が紹介してくれたプロモーション事務所での他のフィリピン女性と一緒に約6ヶ月、ダンスの訓練を受けました。全部で8人のグループでした。

20歳の時やっと「イエローカード」（現在はアーティスト経歴書ないし「ARB」と呼ばれる）を貰い、日本人のプロモーターのオーディションにも合格しました。当時私は、日本へ行っても一緒にステージに立つわけでもないのに、どうしてグループで練習するのだろうかといぶかしく思っていました。これも決まりなのだと言われました。選ばれた人は出発できるが、後の人たちは残されたり、誰か別の人に雇われるのだといわれました。

旅券その他の書類は連絡係りが用意してくれました。私は嬉しさと不安が半々でした。グループ仲間と一緒に出発できないのでなおさらでした。日本に着くと旅券その他はすべてその場で取り上げられてしまいました。それが禁止された行為だなどとは知らなかったのです。

私が働くことになった京都府の福知山にあるクラブの高級な雰囲気には圧倒されてしまいました。それよりも予想だにできなかったのは、そこにおおぜいの女性エンターテイナーがいて日本人の客といちゃついていることでした。キスしたり愛撫されたり抱き合ったり、毎晩同じことが繰り返されていました。

私たちはセクシーなドレスを着るよう命じられ、フィリピンで練習したダンスやショーを演じる機会などは1度もありませんでした。客の隣に座って、サービスしたりお酒と一緒に飲むこともクラブのやり方でした。毎晩消費するボトルの数が多いほど、クラブの収入も増えるということです。客から客へ移動させられることもありました。私はこうしてアルコールを飲むことを覚えていきました。

私たちが酔っ払うと、客たちはおもしろがって、私たちの嫌がることをさせようとしてきました。ある時、私はすっかり酔ってしまい、舞台の上で半分裸で踊れといわれました。

仲間のエンターテイナーから、せき止めシロップの「ブロン」を飲めば、お酒を飲んでもなかなか酔わないとすすめられました。しばらくして、自分がその薬の中毒になっていることがわかり、薬を飲まないとしても働けない気分になることもできました。自分が何をやっているのか覚った私は、中毒とたたかう決意を固めました。

客といっしょに出かけること、いわゆる「同伴」は私のようなエンターテイナーにとって危険を伴うことも分かりました。まだ新米だったころ、クラブのマネジャーがスタッフのひとりに、私をある場所に連れて行って日本人の客に合わせるように命じました。自分が同伴のために出かけることすら私は知りませんでした。その客は私に、クラブのマネジャーにデートの料金はすでに払っていると言いました。家に帰してほしいと、何度も何度もたのんだ結果、彼はようやく同意して、何もせずに家まで送ってくれました。

日本人の客と同伴してモーテルに連れ込まれたこともあります。性行為を迫られる前に、私は必死で逃げ出しました。

「フライング・ブッキング」(たらい回し)と呼ばれるクラブからクラブへと移される経験もしました。クラブのオーナーたちは一種のネットワークをつくっていて、それぞれの場所に毎晩別の女性をはべらせるのです。

こうした屈辱的な仕事をさせられて、ゆっくり休む閑もありませんでした。クラブの中でも外でも、仕事を命じられるたびに私は抵抗を試みました。そのため私はいつも、マネジャーやクラブでのやり方に慣れている仲間のエンターテイナーの怒りを買いました。私がこうしたやり方を守らず抵抗するのは、すでに(処女)ではなく子どももいるからかと問い詰められたこともありました。それでも私は自分の身を守るために抵抗しつづけました。

初めての日本でのエンターテイナー体験で私は心身ともに精魂が尽きてしまいました。6ヶ月の契約期間が終わるのを待たずに3ヵ月で帰国しました。プロモーターは慰謝料としてほんのわずかのお金をペソでくれただけでした。3ヵ月働いて稼いだはずの金額からは程遠いものでした。私が体験したつらい労働や屈辱を補う額にも届くものではありませんでした。私のようなエンターテイナーは、契約が終わってマニラへ帰る直前、空港へ行くまで給料をもらえないのです。

日本へ戻る

トラウマとなった経験にもかかわらず、日本への出稼ぎを思いとどまることはありませんでした。合計6回行きました。家族の生活を支えなければならない私のような女性にとって、その種の仕事に戻る以外選択の道はないように思えたのです。

最初の契約で経験したことを繰り返すまいと、私は別のプロモーション事務所へ行きました。少なくとも私はそう考えました。

日本人の雇用主と一緒に遠い地方にある彼のクラブへ船で行った時、彼が私に言い寄ってきました。船室でブラウスと下着を脱ぐよう言われました。いやいや従ったものの、急いで逃げ出しました。それ以来、私にあからさまな興味を示す彼を避けるようになりました。

クラブでは客を楽しませるほかに、週7日働き、掃除などもやらされました。物理的に閉じ込められていたのです。旅券などいっさい取り上げられ、クラブの2階の一室を与えられただけでした。そこで仲間のエンターテイナーたちと寝起きし、私たちの行動はきびしく監視されていました。ここでの体験も前回と同様に屈辱的なものでした。

日本人の客と恋に落ちる

日本でエンターテイナーとして働くうちに、思いもかけず客のひとりと恋に落ちました。私を大切にしてくれ、愛してくれた彼はその後、私が産んだ最初の日比混血児の父親になりました。妊娠した身で私はフィリピンに帰国しました。しかし、日本人の男性と恋をしたフィリピン女性によくある話のように、距離が離れてしまったとたん、私たちの関係はうまくいかなくなり、彼とは連絡がとれなくなってしまいました。ふたりの子どもを抱えて取り残されてしまったのです。

何より驚いたのは、60歳の日本人男性が私を好きになったことでした。彼が店にくるたびに、エンターテイナーとして私はそばにいななければなりませんでした。ある夜、私はすっかり酔ってしまいました。この客はクラブのオーナーと親しかったので、私が他のエンターテイナーと同居している部屋で私の隣りに寝ることを許されました。そこでとんでもないことが起こってしまいました。すっかり力をなくしていた私は、性交を迫る彼を拒むことができなかったのです。数ヶ月後、妊娠したことに気づいたときは愕然としたが、結局3人目ができました。さらに悪いことに、この男性は自分の娘だと認知しようせず、中絶をすすめさせました。

私はすっかり落ち込み、絶望的になり、どうしていいか分からなくなりました。進むべき方向が見つからないまま、いろいろと中絶を試したが失敗に終わりました。出産した後、父親にそのことを告げると、ほんとうに自分の子どもかどうかDNA鑑定で証明しろと要求しました。娘を養子に出すことさえしましたが、数日後、思い返して取り戻しました。この子はほんとうに私のために生まれてきたのだと、自分に言い聞かせ、母親としての責任を果たそうと思ったのです。

体験を乗り越える

その時、運命の残酷さをつくづくと感じました。屈辱的な仕事や恋愛の破綻や、捨てられた子どもたちに加えて、エンターテイナーとして一生懸命得たものもほとんど失ってしまったのです。私がお金を出したオートバイも小さな店も、身内が営業に失敗したため無駄に終わってしまいました。

つらさを逃れるために、私はお酒にたよるようになっていきました。しかしある日、自分が子どもたちをネグレクトしていることを自覚しました。人生をやり直そうと決心して、技術教育・スキル開発局(TESDA)の縫製の職業訓練科に入学しました。TESDAのバザーでDAWNのことを知りました。シクハイ製品のブースを出していたのです。

2002年5月、DAWNに入ろうと決め、私は子どもたちといっしょに積極的に活動に参加しました。同じ苦痛や喜びを分かち合える女性や子どもたちと会えるので、DAWNにいると自分の居場所を得た感じがしています。

私は現在、日本から帰国した女性を対象としたDAWNのオルタナティブ生計プログラム、シクハイのメンバーでも務めています。シクハイの縫製プロジェクトの品質管理、仕上げ、材料の在庫管理を任されている。

DAWNによるいくつかのワークショップを通じて、私は自尊心を取り戻すことができ、DAWNのアドボカシー活動にも参加するようになっていきました。ラジオや活字やテレビなどメディアとのインタビューにも出て、勇気をもって元エンターテイナーとしての経験を話しています。他の女性たちに私の経験から学んでほしいからです。

DAWNの演劇グループ、テアトロ・アケポノにも加わっていて、女性のミュージカル劇「イバト・イバング ムクハ ニ ミスティア」(さまざまな顔をもつミスティア)の出演者でもあります。これはDAWNのメンバーの個人的体験をもとに、日本での女性エンターテイナーの状況をテーマにしたもの

です。

こうした活動に積極的に加わる中で、私は自分自身のためだけでなく、何よりも私の子どもたちの生活を少しずつ立て直してきました。まだまだ苦勞はあるし、つらいこともあります。過去のレッスンを日々のたたかいに生かすべを学びました。日本での経験が私を強くしました。今なら何事にも立ち向かえると思っています。

メリー・ジョイ・E・バルセロナ
被害者、女性開発行動ネットワーク（DAWN）、フィリピン

移民へ押しやられる

私はメアリジョイ・E・バルセロナ、今年 30 歳で、ルソン北部にあるアンチャゴ・イサベラの出身です。1991 年 3 月に中等学校を卒業しました。勉強を続けたかったのですが、両親が離婚したため叶いませんでした。弟や妹たちともども、父が残っていたもので何とか暮らしていくしかなかったのです。母は家族を経済的に支えることに慣れていなかったため、父が放棄してしまった仕事を続けていくことができませんでした。

まだ若かったけれど、苦しむ母やおさないきょうだいを助けたい、勉強も続けたいという思いから、マニラで運を試そうと決意しました。最初は遠い親戚の子どもの乳母として働いていましたが、この親戚は当時すでに日本でエンターテイナーとして働いていました。彼女のライフスタイルや日本での仕事の合間に帰国するたびに持ってくるお土産などに、私はすっかり魅了されてしまいました。従姉が自分の仕事のことやエンターテイナーになれば楽にお金が稼げることを、私に話してきかせ、絶対に保証するからといったので、プロモーション事務所を紹介してくれた時、すぐに飛びつきました。従姉は私のタレントマネージャーとして、私の代わりにリクルート事務所と交渉し話しをつけてくれました。

私は当時まだ 21 歳でしたが、フィリピン政府のアーティスト・レコード・ブック（アーティスト経歴書・「ARB」）で規定されたエンターテイナーのビザは、23 歳以上でなければ申請できませんでした。プロモーション事務所は私に姉の出生証明書を使えと言いました。その上、私たちは一連のテストや「専門的」研修も受けさせられました。ジャズやバレエのレッスン、日本についての講義などです。こうした研修はエンターテイナーとして働くための準備なのだという話でした。必要な準備をすべて終え、6 ヶ月の契約を結んで、1995 年 6 月 20 日、私はダンサー・エンターテイナーとして日本へ向かいました。

日本のエンターテインメント業界：クラブ方式

成田空港に到着すると、日本のプロモーション事務所とクラブの代理人がやってきて、マニラでの契約内容にあったホテルではなくクラブに連れて行かれました。なぜ職場が違うのかと聞くと、そこにいたほかのフィリピン女性たちがこれが普通のやり方で、「フライイング・ブッキング」（たらい回し）というのだと教えてくれました。クラブのオーナーはうろうろ歩き回るな、さもないと入管に捕まるぞと警告し、私のパスポートも取り上げました。その上で、クラブのオーナーだかママさんに今日から働いてもらうからセクシーなドレスに着替えなさいと命じられました。エンターテインメントの仕事は楽し正式なものだという期待が打ち砕かれて、私は大きなショックを受けました。クラブにいるほかのフィリピン人エンターテイナーたちはこうした仕事を受け入れているようでした。なかに

は日本人の客といちゃついている女性たちもいました。ヤクザが数人やってきて舞台に立ち、新来のエンターテイナーたちに男根を見せながら踊り出したときには、私は2度仰天しました。なぜそんなことをやるのかわかりませんでした。日本のエンターテインメント・システムをみせつけるための洗礼のようなものだったのかもしれませんが。

研修の一環として、クラブのマネジャーは新来者たちにそれぞれ「タイマー」をつけました。すでに日本での経験を積んだ女性で、ドリンクを注いだり、客の隣りに座ったり、「同伴」と呼ばれる客との午後のデートにでかけることなどを教える係りのことです。日本人の客の間ではフィリピン人エンターテイナーに対するセクハラは当たり前となっています。私も性器をさわられたことがあります。抵抗したりマネジャーに苦情を言うと、きびしく叱責され、それもエンターテイナーの仕事の一部だとあからさまに言われました。フィリピンの法律や ARB の決まりの下で海外で働くエンターテイナーは屈辱的な仕事はしてはならず、契約に決められた仕事だけをすべきだとされています。しかし、私たちには客の虐待や肉体的な口説きに対して苦情を言う権利はないことがわかりました。エンターテイナーは客のいいなりになるしかないのです。

客を相手に我慢してやらなければならないゲームもあります。ジャンケンポイと呼ばれています。ルールはこうです。エンターテイナーが勝てば客は金をくれます。だが、客が勝てば、私たちにさわったり肉体的に迫る権利を手に入れるのです。最初はやりたくなかったけれど、クラブの決まりだし仕事を失いたくなかったので、やるしかありませんでした。

もうひとつクラブの決まりとして、同伴という客との午後のデートがあります。同伴をすることによってその客を常連にできます。女性が客を連れて帰ることが確かだからです。そうすればクラブの収入も増えます。どのエンターテイナーにも同伴の割当が決められていて、最低限週1回から毎日という場合もあります。同伴デートはたいてい女性から誘うので、客の側はエンターテイナーとセックスしてもかまわないと思いついてしまいます。女性をさらに危険な状況におき、結果的に強制売春させる仕組みになっているわけです。客は最初は女性に気前良く贈り物をしたり、チップを出したりします。

私は1度、客の自宅に連れて行かれたことがあります。前にデートしたことのあるほかのフィリピン女性のフィルムを見せられ、そのうちの何人かは私の同僚でした。くつろいだ気分になったところへ、ポルノビデオを見せられて仰天してしまいました。そこで私はクラブへ帰してほしい、さもないと大声をあげると言いました。幸い、彼はそれ以上迫ってはきませんでした。

エンターテイナーが客とでかける「ボウリングと釣り」もあります。これはクラブのマネジャーがお膳立てします。一緒に行ってくれる客を見つけられない場合は、罰金を取られます。1度、同伴してくれる客がどうしても見つけられないことがありました。12,000円もの罰金(当時で100ドル以上)も払わされるのが怖くて、何人かの客に電話をかけました。マネジャーがやってきて、客がみつからないことがわかると、私を寒い冬空の下に追い出しました。暖かいコートもなく、屈辱感でいっぱい寒さに凍えそうでした。こんな寒さに慣れていないし、暖かなフィリピンが思い出されて泣き出してしまいました。客がひとりやってきてようやくクラブの中へ入れてもらえ、客の隣りに座りました。だが、客が帰ると、次の客が来るまでまた外に出されてしまいました。

クラブは午後 6 時から始まるので、アパートから間に合うように来るために夕飯を 3 時に済ませるのが常でした。掃除その他の仕事があるので早めに行かなくてはなりません。マネジャーによれば、そういった仕事は契約にないといっても仕方がないし、苦情をいう権利もないということでした。クラブでは客と一緒にない限り食べ物を持ちこむことも食べることもできません。私の経験では、エンターテイナーたちはみなマネジャーに見つからないようにトイレのなかでこっそり物を食べていたし、そうでもしなければ早朝まで続く仕事が続けられませんでした。

客が私たちを、女性のエンターテイナーとして、フィリピン女性として屈辱的にあつかうというのがクラブのやり方です。日本にいるフィリピン人エンターテイナーは決まってホステスとか売春婦とみなされています。日本で 2 ヶ月働いた後、私は 2 度とエンターテインメントの仕事には戻るまいと決心しました。

私の契約は 1995 年 12 月 20 日で終わりました。空港に着くと、マニラのプロモーション事務所の代理人がやってきて、手数料は毎月の給料や日本へ来る前に支払われた最初の給料からすでに差し引かれていたにもかかわらず、借金がまだ残っているといって徴収しました。母親やきょうだいたちに再会できた嬉しさで、空港でいくら払ったのか気にも留めませんでした。あとになって私が 6 ヶ月間日本で働いたお金の半分を持っていかれたことを知りました。日本での給料は、最後の日、出発する日にプロモーション事務所の代理人が空港へ送ってくれるまで支払われませんでした。

社会復帰の問題

私が帰国して家族はととても喜びました。近所の人たちは何かと詮索したけれど、概して放っておいてくれました。だが、日がたつにつれ、貯金もだんだん減ってくると、近所の人たちは公然と私の悪口を言い始めました。日本人のボーイフレンドは私の家まできて、しばらく家族と暮らしたのに、約束を守らず、そのことがゴシップの種になりました。サリサリストアとかトライシクルその他家族の生活の手段のために投資したお金も消えてしまいました。一方、私は姿を消してしまった日本人のボーイフレンドのことで心を痛め悶々としていました。

DAWN の介入

1998 年 3 月、友達が援助してくれる場所として DAWN を紹介してくれました。一定のカウンセリングを受けて、感情面で力を取り戻したので、家に帰り新しい生活を始めました。まず手始めに大学に入ろうと思いました。経済的には苦しかったけれど、日本に戻ろうとは考えませんでした。

イサベラ州サンチャゴ市のラサレッテ大学図書館学科に入学しました。決まった収入がないので、大学図書館でパートとして働きました。援助してくれる友人たちもいました。大学での居心地はよくありませんでした。私が日本で働いていたことを知ったクラスメートたちには「ジャパユキ」だったのかと聞かれました。他の親戚でさえ、私の再出発を応援してはくれませんでした。「1 度、ジャパユキになったら、もう抜けられない。」とさえ言いました。日本での体験を忘れたいと思いましたが、社会は私に対してとても厳しいものでした。私たちエンターテイナーを悪い女、売春婦としてしか見ないし、そう扱います。日本で働くフィリピン女性エンターテイナーに対するフィリピン社会の見方は、日本社会の目とまったく変わりません。

1999年8月26日、母が死んで私は無力になってしまいました。私を助け、慰めてくれる人がひとりもいなくなってしまったのです。私には頼れる人は母しかいませんでした。私を励まし、キャリアをめざすという夢を応援してくれたのは母でした。母がいなくなった私は、世界中が敵になったような気持ちがしました。ほかのきょうだいたちはみな私の期待を裏切りました。

そして私はDAWNに戻ろうと決心しました。DAWNで、私の人生は新たな夜明け(DAWN)を見出しました。新たな方向と新たな家族を見つけました。私はさまざまな技能訓練を受けました。絞り染め、手織り、裁縫、機械操作、コンピューターその他のスキル開発訓練を経て今の私があります。

現在は、この組織で信頼と自信を得て、シカッププハイ(シクハイ)のコーディネーターを努めています。これは女性のための開発行動ネットワーク(DAWN)のオルタナティブ生計プログラムです。シクハイには縫製、手織り、絞り染めの3つのプロジェクトがあります。パティックや手織り、絞り染めの布を使ってバッグその他の品を作っています。製品はDAWN-シクハイのネットワークを通じて国内や国際的バザーで販売しています。

シクハイのコーディネーターとしてのスキルを高めるため、フィリピン工芸大学(PUP)の企業管理学科に入学しました。シクハイでの仕事をこなし、授業にも出なくてはならないので、時間のやりくりが非常に難しく、決して楽ではありませんが、目標達成の決意は変わりません。そしてDAWNの全面的支援を受けて、最後までやり通せると確信しています。

スキル訓練のほかに、精神的な癒しや女性のエンパワメントのためのさまざまなワークショップや活動も行っています。その一つが演劇ワークショップで、日本でのエンターテイナー体験をテーマにミュージカルや劇の制作に取り組んでいます。DAWNのテアトロ・アケボノのミュージカル「イバットイバング ムカニ ミスティ」を演出するのは、出演者たちが実際に日本で体験したことをもとに、エンターテイナーの役を演じるように動機づけるという挑戦的な仕事でした。私たちは意味の深い歌や対話を通して、つらいことも嬉しいこともふくめ思いのたけを吐き出しました。これを通して自分たちの才能やスキルを発展させただけではありません。歌や演技を通じて自分自身の話を共有し、聴衆を楽しませるだけでなく、元エンターテイナーたちの状況を知り、分ってもらえたのです。一般の人びとに情報を提供し、啓蒙し、かつフィリピン女性移民の状況に関する政策や法律の改正に影響を及ぼすことが、ミュージカルや演劇の目的といえるでしょう。

DAWNのアドボカシー(権利擁護)活動では、わたしのようなサバイバーたち自身が発言者となるよう奨励され、訓練も受けます。私は日本での体験や、「海外で働くアーティスト」に関する様々な問題をメディアやフォーラム、会議で発言する機会を与えられています。とくに忘れられないのは、2001年8月、DAWNのスタッフやボランティアといっしょに南アフリカでのダーバン会議に参加して、日本での元エンターテイナーとして証言したことでした。国連の移民の人権問題特別報告者であるミズ・ガブリエラ・ロドリゲスをはじめ外国人参加者たちから、私が自分の話をしたことで、勇気のある行為だと誉められました。DAWNの生計プログラムであるシクハイも賞賛し、製品に感銘を示してくれました。この経験は私にとって大きな達成でした。自分のやり方で情報を伝えることを通して、仲間の女性たちを助けることができることを本当にうれしく思っています。

ここでの私の証言は、私個人のアドボカシーであると同時に、フィリピン女性と、日本人の父親に捨てられた日比混血児たちの権利と幸せを求める団体 DAWN の努力の一環でもあります。わたし達はフィリピン政府に対し、移民の社会的経費を真剣に検討し、フィリピン国民、特に女性が子どもや家族を置いて海外に働きに行かなくてもすむよう、国内で有給の仕事を創出するよう求めています。多くの場合、移民は家庭崩壊につながってしまいます。さらに、受入国とくに日本に対し、人身売買禁止法を制定すること、移民労働者とその家族の権利と福祉の向上、保護を目的とする法律を批准しその実施を尊重することを求めたいと思います。

「日本でのフィリピン人エンターテイナーをめぐる事件と女性開発行動ネットワーク (DAWN) の介入」

カメリタ・G・ヌクイ

DAWN 事務局長

フィリピン移民労働者の権利ウオッチ (PMRW) 会長、フィリピン

こんにちは。フィリピンのマニラにある NGO、女性開発行動ネットワーク (DAWN) 事務局長をつとめるカメリタ・ヌクイです。DAWN は日本でも活動していて、非常に献身的なメンバーがフィリピン人の女性や子どものためのプログラムやサービスを提供しています。私たちが援助しているのはとくに日本から帰ってきた出稼ぎ女性です。エンターテイナーとして働いていたのですが、日本人のパートナー/夫に捨てられ、日比混血の子どもたちを抱えている女性たちです。DAWN はまた、アジア太平洋地域反人身売買連合およびフィリピン移民労働者の権利ウオッチ (PMRW) にも加盟しています。

移民労働者の権利擁護の立場から、DAWN は世界各国に広がっているフィリピン女性と子どもの人身売買を深く憂慮している。それゆえ、他団体とともに人身売買禁止法の成立にむけロビー活動を展開した。これは最終的に 2003 年 5 月 26 日、アロヨ大統領の署名により正式の法律となった。

この法律は「人身売買」を次ぎのように定義している。被害者の同意ないし認識のあるなしを問わず、脅迫や暴力、その他の強制、誘拐、詐欺、ごまかし、権力や地位の乱用、弱い立場の利用、支配力を持つ人間の同意をとりつけるための金銭や利益の授受といった手段を用いて、搾取を目的に国内や国境を超えて人をリクルートし、輸送し、移送し、かくまい、受け取ること。搾取の目的には、売春その他の性的搾取、強制労働やサービス、奴隷的隷属、臓器の除去ないし販売などを含む。(共和国法 9208 第 3 節 (a))

潜在的被害者としての移民労働者

現在、世界 200 ヶ国近くに住み、働いているフィリピン人は 758 万人に達する。そのうちの約 162 万人は不正規移民で、人身売買の被害者ないし密入国者という疑いが持たれている。¹

2002 年から 2004 年 3 月までに、フィリピン外務省移民労働者問題担当次官オフィス (DFA-OUMWA) が扱ったフィリピン女性の人身売買事件は 195 件におよぶ。売買の相手国は韓国、アビジャン (コートディヴォアール)、マレーシア、ドバイ (アラブ首長国連邦)、バーレーン、ラゴス (ナイジェリア) である。このデータは外務省が 82 年に世界中に設置した海外サービス部のうち、たかだか 5 ヶ所から集めたものである。したがって、記録されていない人身売買や密入国は多数あると推測される。

¹ Commission on Filipinos Overseas and TUCP / Solidarity Center / USAID Anti-Trafficking Project. (2003). **Primer on the Anti-Trafficking in Persons Act**. Manila.

表1 人身売買事件（2002年）

相手国	被害者数	女性の数	未成年者の数
韓国	29	29	なし
アビジャン	26	26	不明
マレーシア	12	12	3
ドバイ	3	3	*
バーレーン	9	8	なし
合計	79	79	

* 成年に達しているとは確認できたのは一名のみ。他の二人の年齢は不明。

表2 人身売買事件（2003年）

相手国	被害者数	女性の数	未成年者の数
マレーシア	73	73	4
バーレーン	2	2	なし
ラゴス	2	2	不明
アブダビ	4	4	なし
合計	81	80	

出所：DFA-OUMWA

表3 人身売買事件（2004年3月現在）

相手国	被害者数	女性の数	未成年者の数
マレーシア	36	36	不明
合計	36	36	

出所：DFA-OUMWA

ほとんどの被害者は年齢を偽って出国しているため、DFAは年齢を確定することが難しかった。未成年者であると確認できたのは7名、いずれもエンターテイナーとして働くという名目でマレーシアに売られた。²

エンターテイナー

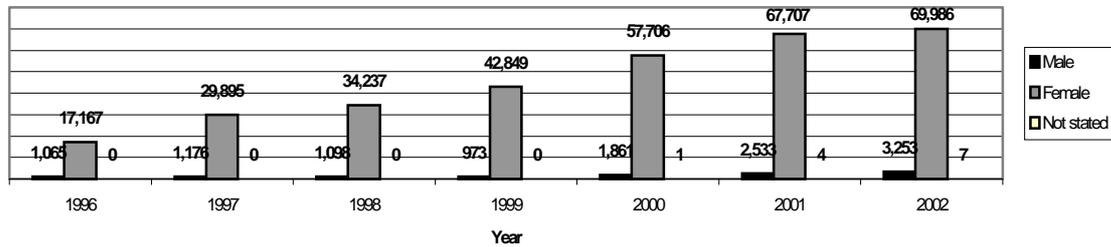
フィリピンではエンターテイナーを「海外公演アーティスト」(OPA)と呼び、フィリピン政府は公式に、振付師とダンサー、サーカス出演者、作曲家、ミュージシャン、歌手、舞台芸術アーティストをOPAに分類している。

日本は海外で働くフィリピン人労働者(OFW)がもっとも多い5か国に入る。1996年から2002年まで、日本へ向かうOFWの数は増加の一途をたどり、2002年には7万7870人に達した。こうした労働者の中で女性エンターテイナーはとくに大きな割合を占める。フィリピン海外雇用局(POEA)の記録によれば、2002年だけでも、日本へ派遣された7万3246人のエンターテイナーのうち、6万9986人が女性であった。この年の前半にはすでに3万759人のエンターテイナーが日本に派遣されており、そのうち女性は2万9489人だった。

² Department of Foreign Affairs - Office of the Undersecretary for Migrant Workers' Affairs (DFA-OUMWA).

図1 日本で働くエンターテイナーの数（性別）

Chart 1. No. of entertainers in Japan (by gender)



エンターテイナーは日本以外にも派遣されているが、数としては日本がもっとも多い。2002年に派遣された7万3685人のフィリピン人エンターテイナーのうち、日本以外の国へ向かったのはわずか439人とどまる。残りはすべて日本へ送られた。

図2 目的地別のエンターテイナーの数

Chart 2. No. of entertainers by destination

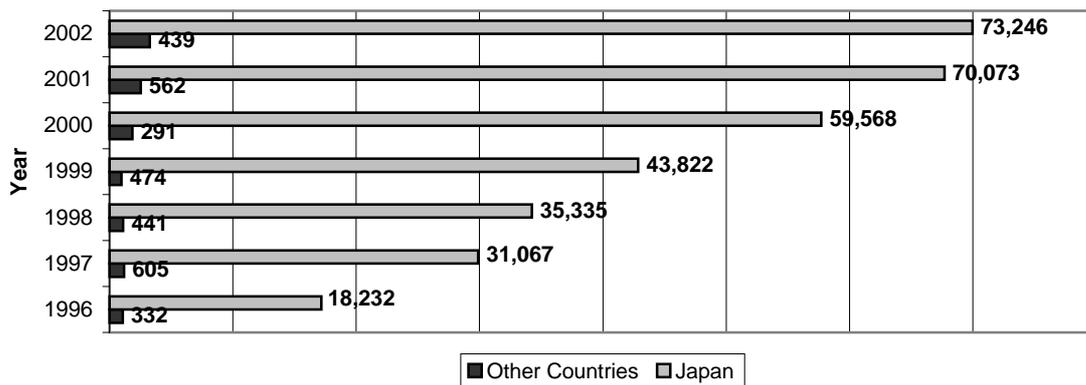
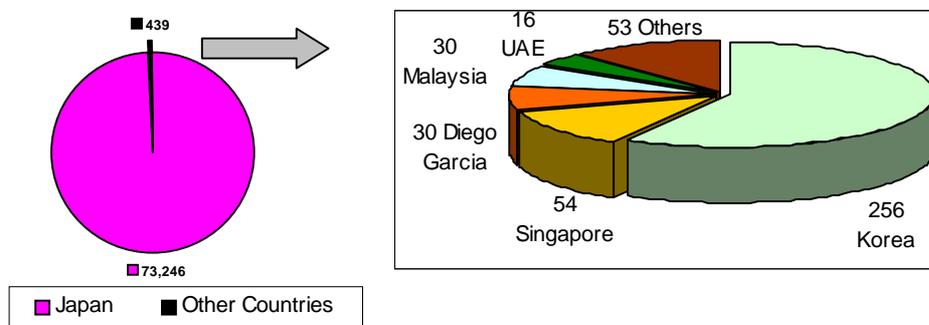


図3 フィリピン人エンターテイナーの行き先

Chart 3. Filipino entertainers by destination (2002)



国連特別報告者のガブリエラ・ロドリゲス・ピザロは、2002年5月20日から6月1日までフィリ

ピンを公式訪問した際の会合やインタビューに基づいて、『P エンターテイナーに対する需要が大きいことが違法なやり方を助長している』と指摘した。

フィリピン女性エンターテイナーの日本への出稼ぎには、昔からある貧困国の問題が示されている。他のフィリピン人労働者が海外をめざす理由もそこにある。エンターテイナーは一連の技能訓練を受けることで他の現場労働者と別格とされる一方で、こうしたエンターテイナーが海外をめざす共通かつ最大の理由は、国際的なエンターテインメント産業に「打って出る」ことではなく、自分や家族を経済的に支えるためである。

DAWN と CATW-AP が行ったフィリピン女性のエンターテイナーの状況について行った調査で、同じ結果が判明したことは注目に値する。とくに、日本で働いているはずの女性や時には未成年さえもがさまざまな人権侵害を受けていることが分った。彼らはエンターテイナーとして働くことが3Dと呼ばれる仕事（日本語でいう「3K」つまり汚い、屈辱的、危険な仕事）だとは思ひもしなかった。それが男をひきつけるために「セクシー」で挑発的なミニドレスを着て、メーキャップをしなければならぬ。「エンターテインメント（楽しませる）」だけでなく、その場所を掃除してからでなくては宿泊所へ帰してもらえない。マネジャーやオーナーの言う通りにしなくてはならないのである。

女性たちは該して、働く場所以外での行動を厳重に制限されている。きびしく見張られているのである。旅券その他は日本の空港に着くやいなや取り上げられ、雇い主が保管する。女性の逃亡を防ぐためだ。旅券を所持しないまま入管当局につかまる危険は犯さないからである。

DAWN が行った調査は本にまとめられたが、そこではさらに、女性エンターテイナーたちが集中的訓練を受けてから派遣されるにもかかわらず、実際に舞台に立ってはいないことも判明した。彼女たちの腕前は歌やダンスでではなく、毎晩何人の客をクラブに連れてくるかで決まる。実際に日本でこの種の仕事をした経験のあるメアリジョイとジーナも同じことを語っている。

しかも、客の大半は女性が「同伴」や午後のデーに応じればセックスすることに同意したも同じ、と勘違いする。こうして女性の多くは、性取引、売春さらにはレイプにさらされる度合いが高くなる。なぜなら、客と買い物や食事をする以外に、客が性的サービスを期待する密室に連れてこられる女性もいるからである。「同伴」のノルマを満たせない女性は罰金その他の罰を受けたり、時にはフィリピンへ強制的に帰されることもある。³ DAWN はこれを明白な人身売買の事例と考えている。

それゆえ私たちは「海外公演アーティスト」(OPA)の利用に反対している。なぜなら多くの女性に日本で実際に舞台に立つプロのアーティストという考えを持たせるながら、実際はそうではないからである。

米務省が最近出した報告書で日本とフィリピンを、人身売買問題に十分に取り組んでいない国として第2ランクに分類したことも注目に値する。

フィリピン海外雇用局(POEA)は2002年5月と7月、産業界の指導者とNGOを招いて円卓会議を開いたが、その席上、日本の芸者文化の伝統が商業的性格をさらに強め、若くてセクシーな女性の演技者が宴会の場でもっとも望まれる存在になり、接客係やホステス、エスコート、売春女性の需要が高まっていることが指摘された。こうした日本文化の商業化もまた、女性エンターテイナーがさま

³ Development Action for Women Network. (2003). **Pains and Gains: A Study of Overseas Performing Artists in Japan – From Pre-departure to Reintegration.** Manila.

さまざまな形の日本への人身売買にさらされる要因となっていると言われる。

人身売買業者の逮捕

CATW-AP の調査に答えた女性たちによると、「雇い主」、バーやクラブや売春宿のマネジャー、ママさんやパパさん、監督、ガードなどに会うだけで、職場の本当のボスにはめったに会わないという。ある外務省の役人は、女性たちは実際に接触したリクルート業者の呼び名しか覚えていないことが多く、そのため加害者やヒモを逮捕したり告訴することが非常に難しいと強調する。どこかの国へ売られた不正規労働者の場合、入管法違反で捕まるのは労働者自身なのである。

海外で苦勞する女性たちは、マネジャーやヒモから受ける暴力の恐怖にもさらされる。契約が切れるのを待って、ひたすら日常を受け入れるしかない。寝て、食べて、メーキャップをして、セックスが行なわれる場所や売春宿へ出かけ、何人もの客に性的サービスを提供する。マネジャーやヒモのなすがままである。

これに加え、女性たちが仕事にとどまり、屈辱的な状況に耐えるしかないのは、6ヶ月の契約が終ってマニラに立つ直前に空港でしか給料をもらえないからである。毎月フィリピンにいる家族に送る仕送りは、同伴でもらう手数料をあてている。こうしたクラブのやり方に従わざるを得ない女性が多い理由もそこにある。客とねんごろになることは、日本人の男性からできるだけ多くのチップをもらうもうひとつの道である。

CATW-AP 調査の回答者たちはまた、リクルート業者と施設のオーナーが互いに知り合いで、ネットワークのようなものを作っているのではないかと疑っている。東京のような特定の営業地域には情報交換のシステムがあるため、逃げ出すことが不可能に近くなっている。

われわれの調査でインタビューした女性たちも同じ意見を述べている。クラブのオーナーやマネジャーはしっかりしたネットワークを持っていて、入管当局が施設を見に来ることを事前に知るのだという。査察に備えて、女性たちは客のそばに座って親しくする代わりに舞台の上で品のよい出し物やショーを見せるように言われる。かくして、オーナーやマネジャーが違法行為で当局に逮捕されたりせむにすむ。

さまざまな人権侵害を受けているにもかかわらず、女性たちが何度もエンターテイナーとして日本へ行くのは、今だに貧困と失業という二つの理由からである。彼女たちが告訴することはほとんどないが、それは仕事を失うのを恐れるか、あるいは単に自分の権利を知らないからである。私が先にふれた外務省の人身売買の事例で、日本が相手国の中に入っていない理由はそこにあると言える。政府当局者のひとりにはまた、被害者は人身売買業者の報復や人身売買の被害者というレッテルを貼られることも恐れていると指摘する。とくに売春を強要された女性は、社会的汚名をおそれてたいい告訴せずにおわる。こうした女性は契約内容も知らず、リクルート業者の言うとおりになることも、DAWN の調査で分った。

フィリピン女性のエンターテイナーをめぐる問題がこれだけ多いもうひとつの理由として、日本で彼女たちが外国人（出稼ぎ）労働者として分類されていることにある。ホセ・ブリランテス外務次官は2004年1月30日付けのDAWNあて書簡で、東京のフィリピン大使館が2002年12月に提出した報告書を引用して、日本にいるエンターテイナーの状況を説明した。「（彼女たちは）」「ゲストワーカー」（海外出稼ぎ労働者）とみなされ、契約有効期限は3ヶ月、さらに3ヶ月の更新が認められている。日本には『ゲストワーカー』のための法律がないため、何度も雇用主が契約違反をしても十分な保護や福祉面での援助を行えない。契約違反には給料の遅延や不払い、フライング・ブッキング（たらい

回し、労働時間の延長、休日の削減、ウェイトレスやホステス、売春など契約にない仕事などが含まれる。」

正規の移民労働者と不正規労働者

DAWN と CATW の調査がいずれも明らかにしたことだが、正規に移民すれば自動的に女性の安全が守られるとは限らない。日本にいるエンターテイナーを例に取れば、彼女たちは正規のプロセスをきちんと踏んでいる。訓練や試験を受け、アーティスト経歴書を持ち、エンターテイナー・ビザを取り、ほとんどが成人である。それでも彼女たちは歌やダンスで客を楽しませることはなく、客の隣りやひざの上に座って酒をつぎ、同伴に出かけ、セクシーな身なりをしてセクハラや悪くすればレイプに身をまかせるのである。

フィリピンの「人身売買禁止法」は、人身売買が行なわれているという知識の有無にかかわらず被害者を保護することをめざしている。さまざまな調査が示すように、被害者はやむにやまれず、また絶望感から、そして何よりも経済的に生きるために、一定の状況に「強制的に」追いこまれるのである。したがって、われわれ DAWN は移民労働の正規、不正規を問わず人身売買された人びとを平等に扱うべきだと考える。被害者は搾取の意図に同意したことで処罰されるべきではない。

勧告

すでに述べたことに加えて、DAWN は以下を重要な点として勧告したい。

- a. 人身売買問題への取り組みは政策問題でもある。人身売買についてのさまざまな視点や見方に立って、送り出し国、中継国、受け入れ国の政府は互いに協力しあい、必要な政策改善を行うことで、人身売買の被害者および被害者予備軍を保護し、こうした犯罪の背後にいる組織やシンジケートの逮捕を促進すべきである。
- b. 職がないこと、低所得の職しかないことが、多くのフィリピン女性が危険をかえりみず国を出る共通の理由となっている。このことは DAWN をはじめさまざまな組織が行った調査報告ですでに実証済みである。したがって、われわれはわがフィリピン人に利益のある仕事、生計手段が得られる活動を提供することを訴えたい。とくに、女性にはきちんとした収入源と人道にかなった労働条件をあたえるべきである。
- c. 日本に行く女性に対し、事前に技能訓練を行うだけでは十分ではない。日本のクラブやナイトスポットで「エンターテイナー」としての仕事にとういう危険がつきものかについて、十分な情報を与えられるべきである。女性として、移民労働者としてどういう権利があるか、いつ、どこで、どうやってこの権利を守るためにたたかうべきかを知っておく必要がある。
- d. フィリピン女性エンターテイナーには「ジャパユキ」というレッテルが貼られる。フィリピンでも日本でも、「ジャパユキ」は道德観念が薄く、知的能力が低く、金銭にしか興味がない女性として見下されている。社会の中でばかにされたり差別されるのではなく、理解され支援され、受け入れられることが必要である。その目的は彼女たちが生活を立て直し、自尊心と自信を取り戻すすべを学ぶことにある。

こうした勧告とならんで、DAWN はすでに日本での人身売買体験を生き延びたフィリピン女性への援助と支援の提供、さまざまなプログラムを実施している。こうした女性たちは自分自身と日比混血の子どもたちの生活を立て直そうと懸命である。DAWN のプログラムは主として、社会サービス、オ

ルタナティブな生計手段、調査とアドボカシーの3つに別れる。いずれも女性たちのさまざまなニーズと、いまま日本でエンターテイナーとして働いている他のフィリピン女性のニーズに応えるための活動である。

メリー・ジョイとジーナの例をあげたい。ふたりとも初めて DAWN に来た時はフィリピンに戻ってきて直面したさまざまな困難に打ちひしがれ、悩んでいた。DAWN の社会サービスのプログラムとしてワークショップとカウンセリングを提供し、つらい体験から回復し、次ぎへ進むすべを学んでもらった。

ふたりは技能訓練も受け、最終的に DAWN のオルタナティブな生計手段計画に加わった。現在、ここでは縫製、手織り、絞り染めの3つのプロジェクトがある。女性にとって収入源になるだけでなく、セラピーとしても役立つ。何か価値のあることをやることでトラウマとなった過去を忘れるようにするのである。また、責任を持つことで自立性と人から信頼されるすべを学ぶ。たとえば、ジーナはシクハイ縫製プロジェクトの品質管理と仕上げを任されているし、メリー・ジョイはシクハイのコーディネーターをつとめている。彼女たちが作る製品が DAWN のネットワークや客たちに誉められ、ひいきにされるたびに得る達成感は、さらに大きな支援となる。ふたりは新たな技能を誇りに思い、幸せを感じている。

調査・アドボカシーのプログラムでは、女性移民労働者とその子どもたちの権利擁護として、さまざまな活動に参加している。この過程で、女性たち自身が自分の言葉で語れる人間になれるよう、伝統的および非伝統的メディアやわれわれの演劇グループ、テアトロ・アケボノを通して個人的経験を語るチャンスを作っている。彼女たちの自作自演のミュージカル、「さまざまな顔を持つミスティ」では、女性のサバイバーたちが日本でエンターテイナーだった頃の感情や経験、日比混血児をもつシングルマザーとしての思いなどを共有することができた。このミュージカルは台本も歌詞も女性たちがサバイバーとして伝えたいメッセージをこめて作った。とくに、ジーナはキャストのひとりとして加わり、メリー・ジョイは監督をつとめている。

メアリー・ジョイは長年の夢だった勉強も続けるよう励ましを受けている。現在彼女はフィリピン工芸大学 (PUP) の3学年に在学中で、企業経営学の修士過程で学んでいる。

DAWN はこれからもジーナやメリー・ジョイのように日本での体験を経て、人生を立て直したいと帰国したフィリピン女性の支援を続けながら、外国で沈黙しているフィリピン女性の権利擁護のために有効なアドボカシー運動を展開し、改善を求めていきたい。

女性と子どものために働いているこうした努力が成果をあげることが DAWN の願いである。

ありがとうございました。

無断転載を禁じます。

財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）

2005年10月

東京都千代田区九段南 2-7-6 マニユライフプレイス九段南

電話 03-3514-4071 FAX 03-3514-4072

URL <http://www.awf.or.jp>